

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第87号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（行情）答申第49号）

事件名：文部科学省国立大学法人等幹部職員年鑑（27年版）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

文部科学省国立大学法人等幹部職員年鑑（27年版）（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け27受文科総第1637号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

特定会社の権利を侵害しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る対象文書について

本件対象文書は、文部科学省国立大学法人等幹部職員年鑑（27年版）である。対象文書は特定会社が発行しているものであり、文部科学省が購入・所有しているものであるが、その奥付には「本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は、特定の場合を除き編集者・出版社の権利侵害になります。」と記載されていることから、法13条1項に基づき意見照会したところ、特定会社から「無断複製（複写・スキャン・デジタル化）は小社の権利侵害にあたります。」、特別な場合とは「文部科学省内部の補助資料として使用の場合のみ」との回答があったため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行ったところ、異議申立人から、「特定会社の権利を侵害しない。」として不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたと

ころである。

2 不開示の該当性について

本件対象文書は氏名、ふりがな、生年月日、顔写真、学歴、役職及び略歴が掲載されているもので、販売している特定会社から文部科学省は購入・所有しているだけである。対象文書は不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに該当しないと考えられることから、前述のとおり発行元の特定会社へ法13条1項の規定に基づき意見照会した結果、「無断複製（複写・スキャン・デジタル化）小社の権利侵害にあたります。また、上記の複製行為は不特定に流布する可能性が大きく、誹謗中傷、商業、勧誘などに利用される可能性を排除できません。そのような事案が発生したときには、小社の責任問題となり、その対応に想像を超える困難が予想されます。掲載されている方々には、情報管理を条件に個人情報の提供をお願いしており、複製による情報流出が懸念される状況下では掲載を拒否される方の増大を招き、出版自体が不可能になるおそれがあります。」と回答している。したがって、文部科学省では購入しているに過ぎないものであり、販売されている対象文書を法5条2号イの規定に「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」により、原処分を行ったところである。

したがって、手続を適正なものと考えており不開示としたことは妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年4月25日 審議
- ⑤ 同年5月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、文部科学省国立大学法人等幹部職員年鑑（27年版）（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の発行・販売元である特定会社から「文部科学省内部の補助資料として使用する場合を除き、無断複製（複写・スキャン・デジタル化）は小社の権利侵害にあたる。」との回答があったことから、本件対象文書は法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討

する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受け確認したところ、本件対象文書には、上記第3の2において諮問庁が説明するとおり、職員の氏名、ふりがな、生年月日、顔写真、学歴、役職及び略歴が記載されている外、巻末には定価が記載されていることが認められた。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書について改めて確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は、一般の方も購入可能である外、図書館等において閲覧や複写が可能となっているものである旨説明する。
- (3) 上記諮問庁の説明を踏まえると、本件対象文書は、法2条2項1号に規定する「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当すると解するのが相当であり、本件対象文書は、行政文書には当たらないと認められる。

したがって、本件対象文書を不開示とした原処分は、結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、本件対象文書は法2条2項に規定する行政文書に該当しないものと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋